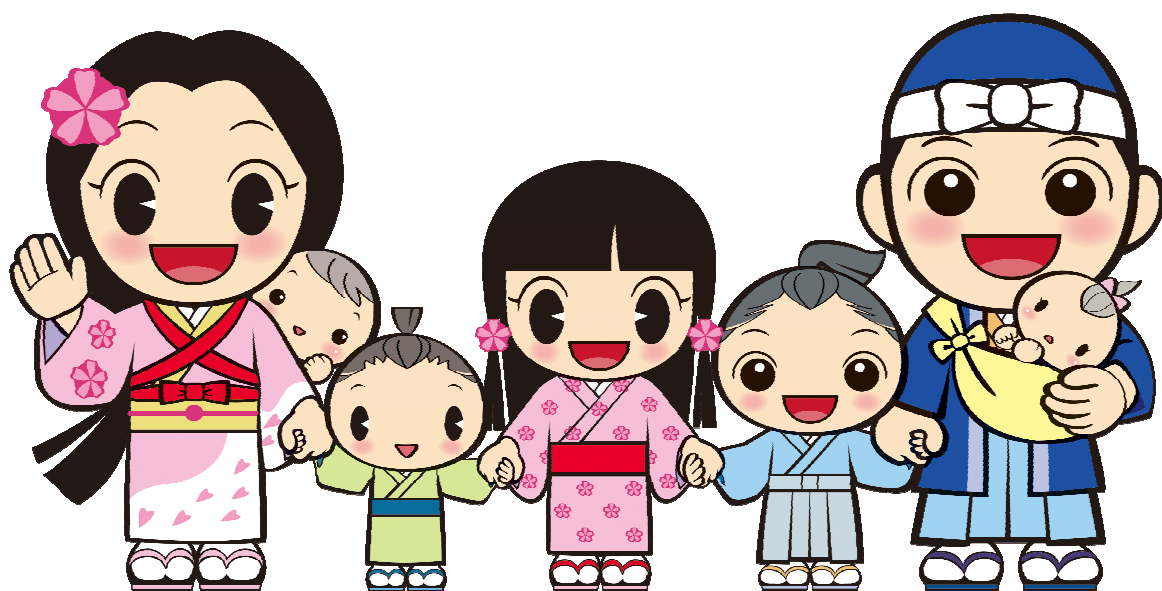


令和5年度

保育園・認定こども園・保育所

入所のご案内

(令和5年4月～令和6年3月入所用)



小山市役所 保健福祉部こども課 幼保係

〒323-8686

小山市中央町1-1-1 小山市役所3階

TEL 0285-22-9614 (直通)

FAX 0285-22-9670

目 次

□「保育の必要性」の認定について	．．．．． P 1
□令和5年度入所申込み（保育認定）について	．．．．． P 3
□保育内容等について	．．．．． P 10
□特別保育事業について	．．．．． P 12
□保育料(利用者負担)・保育料減免事業等について	．．．．． P 13
□給食費について	．．．．． P 15
□保育所（園）整備計画	．．．．． P 16
□よくある質問	．．．．． P 17
□保育園・認定こども園・保育所一覧	．．．．． P 19



「保育の必要性」の認定について

保育園・認定こども園・保育所を利用する場合、保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。「支給認定」は、保護者の申請に基づき、市が「支給認定証」を交付することにより認定されます。

認定区分	年齢と保育の必要性	主な利用先
教育認定(1号)	満3歳以上で、教育を希望される場合	認定こども園
満3歳以上・ 保育認定(2号)	満3歳以上で、保育を希望される場合 ※「保育を必要とする事由」に該当(P2参照)	保育園・保育所 認定こども園
満3歳未満・ 保育認定(3号)	満3歳未満で、保育を希望される場合 ※「保育を必要とする事由」に該当(P2参照)	保育園・保育所 認定こども園

～認定こども園について～

市では幼稚園と保育園の良さを併せ持つ「認定こども園」を普及させ、教育と保育を一体的に受けられる環境を確保しています。

<保育認定(2号・3号)について>

保育を必要とする事由により「保育標準時間」と「保育短時間」の区分(保育必要量)があります。

※利用可能時間は、施設が開所している時間内となります。．．．P19、20参照

保育を必要とする事由		区分(保育必要量)	施設利用可能時間
「就労」	120時間以上/月	保育標準時間	最大11時間/日
	64時間以上120時間未満/月	保育短時間	最大8時間/日
「就学」「親族の介護・看護」		状況により決定	
「妊娠・出産」「疾病・障がい」 「虐待やDVのおそれ」「災害復旧」		保育標準時間	最大11時間/日
「求職活動中」「育休中」		保育短時間	最大8時間/日

※保育を必要とする事由が「就労」の場合、1か月の就労時間が120時間未満であっても、正当な理由(通勤時間の都合等)がある場合は、申出により保育標準時間の認定を受けることが可能です。

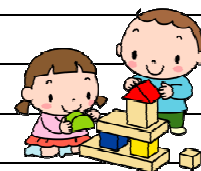
保育を必要とする事由と在籍可能期間

保育の必要性の認定（保育認定）を受ける場合、次のいずれかに該当することが必要です。

- 就 労…… 児童の保護者が1か月64時間以上就労をし、児童の保育ができない場合（フルタイムのほか、パートタイム、夜間を含みます）
- 妊娠・出産…… 児童の保護者が出産前後のため、児童の保育ができない場合
- 疾 病…… 児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるため、児童の保育ができない場合
- 障 がい
- 介護・看護…… 児童と同居している親族または、長期入院等している親族を保護者が常時介護・看護にあっているため児童の保育ができない場合
- 災 害 復 旧…… 火災、風水害、地震などにより復旧の間、児童の保育ができない場合
- 求 職 活 動…… 児童の保護者が求職活動を行っているため、児童の保育ができない場合（起業準備も含みます）
- 就 学…… 児童の保護者が就学（職業訓練学校を含む）のため、児童の保育ができない場合
- 虐 待 ・ D V…… 虐待やDVのおそれがある場合
- 育 児 休 業…… 既に保育施設に入所している児童で、保護者のどちらかが育児休業取得中も継続利用が必要と市から認められ、基本的に保護者の育児休業復帰後も継続して同じ保育施設に在園を希望する場合
(在園できる期間は、下の子が1歳の誕生日を迎える月の末日までとなります。)
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

保育を必要とする事由によって保育施設に在籍できる期間が異なります。認定こども園は保育認定の2号・3号が対象となります。

保育を必要とする事由	保育施設に在籍できる期間
① 就労	保護者が就労を辞めるまで（最長就学前まで）
② 妊娠・出産	出産予定日の前8週の日が含まれる月の1日から、産後8週の日が含まれる月の月末まで (申込み時点では出産予定日の後8週の日が含まれる月の月末までになり、出産日によっては、期間が変更になる場合があります)
③ 疾病・障がい	理由がなくなるまで
④ 介護・看護	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤ 災害復旧	災害復旧が終了するまで
⑥ 求職活動（起業準備を含む）	2か月以内
⑦ 就学	保護者が卒業する月末まで
⑧ 育児休業	下の子が1歳の誕生日を迎える月の末日まで



令和5年度入所申込み(保育認定)について

1. 受付

入所申込みは、P7、8に記載の必要書類が全て揃っていない場合や、受付期限を過ぎた場合、原則として受付ができませんので、締切日等を十分にご確認ください。

① 令和5年4月の1次申請

- <受付期間> **令和4年10月24日(月)～11月4日(金)**
<受付時間> **8:30～17:15** 月曜日～金曜日(祝日・休日を除く)
<受付場所> 第一希望先によって受付場所が異なります。書類受付とお子さんの面接があります。母子健康手帳・申請者の個人番号カード等を持参しお子さんと一緒にお越しください。
・私立保育園、認定こども園の場合 ⇒ 第一希望の施設にて受付
・公立保育所の場合 ⇒ こども課窓口にて受付(小山市役所3階)
※提出した申込書類は最終的にこども課に届き、こども課で利用調整を行います。
※認定こども園の教育認定(1号)を希望の方は、直接園に申込みをしてください。

<変更受付期間> ～希望施設の変更や認定事由・状況変更の受付～

- ・令和4年11月21日(月)～12月9日(金)
⇒令和5年4月入所の一次利用調整に反映
- ・令和5年2月1日(水)～2月10日(金)
⇒令和5年4月入所の二次利用調整に反映

変更の受付場所はこども課です

※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合(退職等)・就労日数や時間が減った場合・転職する場合・妊娠した場合は、変更受付期間に関わらず、速やかにこども課へご連絡ください。

② 産休・育休明け復職と同時に入所を希望し、令和5年5月～9月に予約申込み

《受付期間・時間・場所・変更受付期間》⇒上記①の通り

《予約申込みの要件》

- ◎両親ともに1日7時間、及び月140時間以上の就労で産休・育休明けで同じ職場に復職し、就労する場合。(派遣社員等の場合、派遣先が変わっても、派遣元の会社が変わらなければ申込可能です。)
- ※就労時間のうち休憩時間は除きます。 ※出産前でも要件を満たしていれば申込み可能です。
- ※育児短時間勤務により、上記《予約申込みの要件》の時間を下回っていても、労働契約(就業規則)で定められた就労時間が《予約申込みの要件》を満たしていれば、予約申込みが可能です。

《予約申込みができない方》

- ・65歳以下(入所希望年度の4月1日時点)の同居者が求職活動以外の保育を必要とする事由に該当しない場合
- ・申込期間中に住民票が小山市外にある場合 ・就労証明書に復職年月日の記載がない場合

※予約申込みの要件のいずれかを満たさなくなった場合や、同居者が保育可能になった場合は予約内定が取消となります。

～出産前に申込む方へ～

申立書及び母子健康手帳の表紙の写しを合わせて提出してください。
出産後、お子さんのお名前と生年月日をこども課までご連絡ください。入所月の2か月前になりましたら、個人番号カード等と母子健康手帳を持参のうえ、お子さんと一緒にこども課までお越しください。
出産日が遅れ、入所月の1日時点で施設の受入れ可能月齢に満たない場合、内定取消となる場合があります。

③ 令和5年4月の2次申請

- <受付期間> **令和4年11月7日(月)～令和5年2月10日(金)**
<受付時間> **8:30～17:15** 月曜日～金曜日(祝日・休日を除く)
<受付場所> こども課窓口にて受付、面接
・母子健康手帳、申請者の個人番号カード等を持参しお子さんと一緒にお越しください。
※2次申請の利用調整については、1次申請の利用調整終了後、空きがある施設を対象に行います。

【産休・育休明けによる入所可能月と慣らし保育について】

育児休業明けの入所申込みは、復職月からの入所となりますが、慣らし保育の期間として、平日5日間取れない場合は、復職月の前月からの入所申込みができます。

※復職の前月に入所する場合、その月の保育必要量は短時間認定となります。

- 復職日が○印より前の方は、復職月の前月からの入所申込みができます。
 <例>8月4日復職 ⇒ 7月（復職までに平日が5日間ないため）または、8月からの入所申込みが可能です。
- 復職日が○印以降の方は復職月からの入所申込みとなります。
 <例>8月8日復職 ⇒ 8月からの入所申込みとなります。（復職までに平日が5日間あるため）

4 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	⑩	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	※4月は通常申込みのみです					

8 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	⑧	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

12 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	⑧	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	※12月入所の予約はありません					

5 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	⑪	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	⑧	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

1 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	⑫	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

※1月入所の予約はありません

6 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	⑧	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	⑩	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※10月入所の予約はありません

2 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	⑧	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

※2月入所の予約はありません

7 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	⑩	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	⑨	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

※11月入所の予約はありません

3 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	⑧	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	※3月入所の予約はありません					

※毎月1日からの入所となり、慣らし保育期間も入所扱いとなり、保育料、又は副食費が発生します。

※祝日法の改正などにより祝日・休日に変更になることがあります。

それに伴い、入所可能な月も変更になります。

④ 令和5年5月以降の通常申込み

<受付期間> 基本的には申込み月の2か月前から

希望する月の前月5日 ⇒ 右表参照

【注意】令和6年1月～3月の入所申込み締切りは
令和5年12月5日(火)となります。

<受付時間> 8:30～17:15

月曜日～金曜日(祝日・休日を除く)

<受付場所> こども課窓口にて受付、面接



- ・母子健康手帳、申請者の個人番号カード等を持参しお子さんと一緒にお越しください。
- ・認定こども園の教育認定(1号)を希望の方は、直接園にお申込みください。

※入所は毎月1日からとなり、月途中からの入所はできません。

※施設の空き状況は、小山市HPにて公表しています。

入所希望月	申込み期間
5月	3月1日(水)～4月5日(水)
6月	4月3日(月)～5月2日(火)
7月	5月1日(月)～6月5日(月)
8月	6月1日(木)～7月5日(水)
9月	7月3日(月)～8月4日(金)
10月	8月1日(火)～9月5日(火)
11月	9月1日(金)～10月5日(木)
12月	10月2日(月)～11月2日(木)
1月	【注意】 11月1日(水)～ 12月5日(火)
2月	
3月	

2. 申込みから入所までの流れ

① 保育の必要性の申請・利用希望申込み

- ・申込書類、母子健康手帳、申請者の個人番号カード等を持参し、お子さんと一緒にP3、5に記載の受付場所にお越しください。

② 保育の必要性の認定・利用調整

- ・認定申請書類を基に、保育の必要性の認定を行います。
- ・入所申込書類を基に、保育施設の定員枠を考慮しながら、保育の必要性の高い方から希望する保育施設を対象に利用調整を行います。(先着順ではありません)



③ 支給認定証の交付・利用調整の結果の送付

※利用調整の結果を電話でお答えすることはできません。

- ・4月入所、予約申込み⇒1月下旬に発送
- ・5月以降の通常申込み⇒前月15日頃(1・2・3月希望は12月15日頃)に発送

希望先・状況変更の受付、二次利用調整 ※4月・予約入所申込みの場合のみ

- ・4月(1次申請)または予約入所申込みが保留となった方や、4月(2次申請)を行った方を対象に、再度利用調整を行います。
希望施設の変更、状況変更(求職→内定、内定→就労等)がある場合は、2月10日(金)までにこども課へ書類を提出してください。
- ・二次利用調整の結果送付については、下記のとおりとなります。
4月(1次申請)または予約申請が保留となった方：入所が決定した場合のみ送付
4月(2次申請)の申込みをした方：入所の可否に関わらず送付

④ オリエンテーション

- ・入所前に決定先の保育施設にて、オリエンテーションを受けていただきます。

⑤ 入所

3. 認定こども園の申込みについて

認定こども園は、認定区分により申込み方法、書類が違います。

- ・教育認定（1号）で利用希望の方⇒ 直接、希望の認定こども園に申込みください。
- ・保育認定（2号・3号）で利用希望の方

⇒「令和5年度入所申込み(保育認定)について」(P3~)を参照。

※教育認定（1号）での利用から保育認定（2号）に切替えての利用を希望の方も申込み手続きが必要になり、利用調整があります。



4. 広域入所申込みについて

広域での利用は年度単位になりますので、継続して利用する場合は毎年申込みが必要です。

小山市外の保育施設を希望する方

各市区町村によって広域での入所要件や入所申込み締切日、必要書類等が異なりますので、希望保育施設のある市区町村に問合わせの上、小山市こども課へ早めにご相談ください。

<広域入所申込みの要件>

- ・保護者の勤務先が保育希望の市区町村にある
- ・保育希望の市区町村へ転出予定
- ・保育希望の市区町村へ里帰り出産
- ・その他小山市内の保育施設では児童の送迎が困難な場合 等

<申込みと利用調整について>

◎小山市こども課窓口へ保育の必要性の認定申請、広域入所申込み書類を提出します。

小山市が保育の必要性の認定を行い、希望保育施設のある市区町村に申込みを行います。

利用調整は希望保育施設のある市区町村または、希望保育施設が行います。

利用調整の結果連絡は小山市から申請者へお伝えします。

【小山市外に転出予定の方】

賃貸契約書等の追加書類が必要な場合がありますので、転出先の市区町村へお問合せください。
転入手続き後すみやかに転居先の市区町村の申込み様式で入所申込みの手続きが必要です。

小山市外に住んでいる方～現在住所のある市区町村からの申込みになります～

市区町村により広域の入所要件等が異なりますので、現在お住まいの市区町村に、ご相談ください。

◎小山市の令和5年4月の広域入所申込み締切日（1次申請）⇒ 令和4年11月4日（金）

令和5年4月の広域入所申込み締切日（2次申請）⇒ 令和5年2月10日（金）

5月以降の広域入所申込み締切日 ⇒ 入所希望月の前月5日頃

※住所地の市区町村から、入所協議書と必要書類が入所申込み締切日までに届かない場合は、利用調整の対象とはなりませんので、余裕をもって手続きをしてください。

◎利用調整は小山市が行い、結果は住所地の市区町村へ回答します。

【小山市に転入予定の方】～入所申込み書類一式の他に必要な書類～

◎小山市内での住所がわかる書類

（住宅の売買契約書や賃貸契約書、実家の場合は公共料金の領収書等）

◎転入に関する誓約書（入所希望月の前月末日までに小山市に転入することを誓約するもの。

また、住民登録の異動手続き後、小山市こども課の窓口で小山市様式での入所申込み手続きをすることを誓約するもの）

※転入先の住所が決まっており、入所の可否に関わらず入所希望月の前月末日までに転入予定の方は、転入前の市区町村を経由せず、直接小山市こども課で申込みを受け付けることも可能です。



5. 保育の必要性の認定、入所申込みに必要な書類

以下の書類をご用意のうえ、お子さんと一緒にお越しください。

入所申込みに必要な書類が全て揃っていない場合は、受付ができない場合がありますので、余裕をもってお申し込みください。

必要なもの		☑欄	
全員提出が必要	教育・保育の必要性認定申請書 兼 保育所入所申込書 兼 児童台帳		
	入所申込みに関する調査票		
	児童の心身発育状況調査票		
	保育料納付誓約書		
	入所申込みに関する確認事項及び同意書		
持参が必要	個人番号（マイナンバー）確認書類		
	右の内 いずれか （申請に来る保 護者1人分のみ で大丈夫です）	マイナンバーカード（顔写真付きのもの）	
		個人番号通知カードおよび運転免許証等（顔写真付きの身分証明書）	
		個人番号記載の住民票および運転免許証等（顔写真付きの身分証明書）	
申込児童の母子健康手帳			
該当する書類の提出が必要	保育を必要とする事由を証明する書類（65歳以下（入所希望年度4月1日時点）の同居者全員分） （世帯分離・同一敷地内の別棟も同居とみなします。 父母以外の書類の提出が無くても申込みはできますが ※1、利用調整において点数調整があります。）		
	就労	会社勤め（被雇用）	就労証明書
		会社勤め （転職予定）	1. 前職の就労証明書 2. 新職の就労証明書（新職が未定の場合は求職活動申告書）
		自営業	1. 就労証明書 ※2 2. 確定申告書の写し、開業届の写し 等
		内職	1. 就労証明書 2. 委託契約書の写し、実績が確認できる書類の写し 等
		育児休業中	就労証明書（育児休業期間や復職日が記載されたもの）
		就労予定（内定有）	就労証明書 ※3
	求職活動中	1. 求職活動申告書 2. ハローワーク登録証の写し 等	
	妊娠・出産	1. 申立書 2. 母子健康手帳の写し（表紙）	
	疾病・障害	1. 申立書 2. 診断書（保育ができない状況であることがわかるもの、原本） 療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、 自立支援医療受給者証の写し いずれか1つ	
	介護・看護	1. 介護・看護状況申告書 2. 診断書（原本）、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健 福祉手帳、自立支援医療受給者証の写し いずれか1つ	
	就学	1. 就学状況申告書 2. 在学証明書または学生証の写し 3. 年間カリキュラムの写し	

※1 5月から9月の育休明け予約申込みについては、65歳以下の同居者の書類の提出は必須です。

※2 自営業の実績が確認できない場合や、開業準備中の場合は、求職活動中として利用調整を行います。

※3 就労開始後、改めて就労証明書の提出が必要です。

状況によって必要な書類		☑欄
父母が離婚前提で別居中	1. 申立書 2. 離婚調停中であることが分かる書類 (裁判所からの呼出状等) 離婚協議中であることが分かる書類 (弁護士等による証明) のいずれか ※4	
保護者が単身赴任をしている	1. 申立書 2. 単身赴任をしている保護者の住民票が小山市にない場合は住民税所得割が記載された課税証明書 (4月～8月入所の申込み・・・令和3年度分 9月～3月入所の申込み・・・令和4年度分)	
身体障害者手帳等をお持ちの方がいる	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	
外国籍の方	在留カードの写し (裏面に記載がある場合は裏面の写しも必要)	
生活保護受給世帯	生活保護決定通知書・生活保護受給証の写し	

※4 離婚調停中・離婚協議中であることが分かる書類の提出ができない場合は、申立書のみをご提出ください。その場合、利用調整において調整指数の加点対象とはなりません。

入所申込み後に提出が必要な書類		☑欄
変更等の内容	必要書類等	
入所基準に該当しなくなったとき 入所の意思がなくなった時 市外に転出したとき	保育所入所申込取下書 ※5	
退職 保育の必要性がなくなったとき 求職活動を開始したとき	保育所入所申込取下書 ※5	
	求職活動申告書 ※5	
育児休業から復職しなくなったとき 就労内定が取消しになったとき 勤務時間が減ったとき	変更後の状況に応じた書類(就労証明書等) ※5	
母子手帳の交付を受けたとき	1. 申立書 ※5 2. 母子健康手帳の写し(表紙)	
勤務先が内定したとき	就労証明書	
就労を開始したとき	就労証明書	
住所・連絡先が変わったとき 世帯構成が変わったとき 保護者・児童の氏名が変わったとき 希望先を変えたいとき	こども課までご連絡ください	

※5 書類提出の前に、まずはこども課(0285-22-9614)までご連絡ください。こども課への連絡または書類の提出がないまま入所が決定した場合、入所取消しとなる場合があります。

- ・各種証明書の内容について、発行元に問い合わせる場合がありますのでご了承ください。
- ・提出書類等に虚偽の記載があった場合、入所決定は取消しとなります。
- ・住民税の申告をしていない方など、住民税課税額の確認がとれない場合は、課税証明書の提出をお願いする場合があります。また、未申告の方の保育料は、基準額の最高額となります。
- ・兄弟姉妹で同時に申込みの場合、保育を必要とする事由を証明する書類(就労証明書等)は、児童名を連名で記入してコピーを取り、原本を下のお子さんに、コピーを上のお子さんに添付しても構いません。
- ・申込みお子さんの兄弟姉妹の保育料に6か月以上の滞納があり納付計画を履行していない場合、利用調整において不利になります。

6. 利用調整結果の送付について

※状況によって、送付される書類が異なります。

決定

- 「支給認定証」(既に認定を受けている方には送付されません)
- 「保育所入所承諾書」
- 「オリエンテーションのご案内」
- 「小山市保育料等口座振替依頼書」利用金融機関に3枚綴りのまま提出してください。
- 「小山市保育料等口座振替日程表」認定こども園に決定した方は口座振替の書類はありません。
- 「口座振替依頼(承諾)書」既に兄弟姉妹が入所している方。
- 「保育料特例適用兼減免申請書」0～2歳児で該当する方。
- 「生活管理指導表等」食物アレルギーのあるお子さん。

- ◎お子さんが初めての環境に慣れるため、入所後「慣らし保育」にご協力をお願いします。期間等については、入所決定保育施設にご相談ください。
- ◎入所は毎月1日付けとなり、1日でも在籍していれば1か月の保育料、又は副食費がかかります。
- ◎保育料は入所後(入所月中旬頃)に決定し、「保育料決定通知書」を送付いたします。

<入所をお待ちいただく場合>

保留

- 「支給認定証」(既に認定を受けている方には送付されません)
- 「保育所入所保留通知」⇒入所申込みした月のみの送付となります。

※申込み書類の有効期限は令和6年3月分の利用調整までとなります。申込み日以降も毎月利用調整を行います。入所決定となった場合のみ「入所承諾書」を送付します。

- ◎入所申込みを取下げの場合は、すみやかにこども課に連絡してください。
 - ◎希望施設変更の場合は、変更受付期間内に、こども課へ連絡してください。
 - ◎保育の必要性の事由や状況変更が生じた場合は、変更受付期間内に状況を証明する書類をこども課に提出してください。
- 状況に変更が生じ、優先度が上がった場合でも、お待ちいただくこともあります。

<入所内定となった場合>

予約

「入所内定通知書」

◎入所月の2か月前(7月入所内定の場合は5月末)までに、以下の手続きを行ってください。

- ・母子健康手帳の確認と、お子さんの面接をこども課にて行います。
- ・保護者及び同居者の就労証明書を提出していただき、予約の要件を満たしているかの確認を行います。

(入所内定後でも両親の勤務時間が1日7時間及び月140時間未満となった場合や同居者が保育可能な場合など予約の要件を満たさない場合、内定取消となります。)

◎「入所承諾書」と「支給認定証」を、入所内定月の前月15日頃に発送いたします。

※出産前の予約申込みの方は出産後すみやかにお子さんの生年月日・名前を報告してください。

(出産日や復帰日により、内定月の変更や、内定取消になる場合があります。)

入所月の2か月前の1日～20日の期間に(6月入所の場合は4月1日～20日)、個人番号カード等と母子健康手帳を持参のうえ、お子さんと一緒にこども課までお越しください。



◆氏名、住所、電話番号、家族構成等変更があった場合は、こども課に連絡してください。

保育内容等について

保育内容について

こどもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるために、保育所保育指針（保育園・保育所）、認定こども園教育・保育要領（認定こども園）に基づき、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から乳幼児にふさわしい総合保育を行います。

- 健康・・・健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- 人間関係・・・他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。
- 環境・・・周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
- 言葉・・・経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言語で表現する力を養う。
- 表現・・・感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造力を豊かにする。

◎保育園・認定こども園・保育所の見学は随時受付けております。
行事等の都合もありますので、事前に連絡のうえ、見学してください。

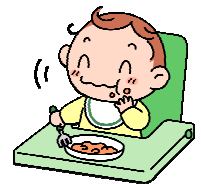


食事について

食事の内容は毎月献立表でお知らせし、各施設内で調理して提供しています。

【クラス・年齢別の対応について】

	午前のおやつ	昼食	午後のおやつ
0歳児クラス		月齢等を配慮した離乳食とミルク	
1、2歳児クラス	○	あり（主食と副食）	○
3～5歳児クラス		あり（副食のみ） ※施設で主食を提供する場合があります。	○



【個別の対応について】

- ・食物アレルギーや疾患等によって、個別対応が必要な場合は入所申込み時にご相談ください。
なお、食物アレルギーによる除去対応等を希望する場合は、生活管理指導表（小山市所定の様式）の提出が必要となります。
- ・保育施設での食物アレルギー発症を防ぐため、初めての食材を保育施設で食べることをのめないよう、ご協力をお願いします。

2歳児までの保育園について

下記の5か所の保育園に入園されるお子さまの保育の実施は、2歳児クラス（3歳になった年度の3月31日）までとなります。

- ・栗の実保育園
- ・ひまわり保育園
- ・にこにこ保育園
- ・静林保育園
- ・駅東さくら保育園



- ◎3歳児から私立幼稚園に入園することもできます。（直接幼稚園にお問い合わせください。）
- ◎3歳児クラスとなる4月からも保育施設を希望する場合は、4月入所の申込みが必要です。

家庭状況の変更について

入所後、保育の必要性の認定内容に変更が生じた場合は、在園している保育施設に「認定変更（変更・取消）申請書（兼）内容変更届」等の書類を提出してください。

※変更内容により支給認定証を新たに交付することがありますので、必ず手続きをしてください。

- ① 居住地が変わった場合 ……………（転居、単身赴任、電話番号の変更等）
- ② 世帯状況が変わった場合……………（結婚、離婚、妊娠・出産、祖父母と同居開始、養子縁組、生活保護受給開始・廃止等）
- ③ 就労・就学状況が変わった場合…（就労・就学先、就労・就学時間・日数の変更等）
- ④ 家庭内保育が可能になった場合…（退職、病気全快、卒業、育児休業取得、その他）

※①に該当する場合は、「変更届」の提出が必要となります。

※②③④に該当する場合は、変更届の他に、状況を確認する書類の提出が必要となります。

保育の解除（途中退所）について

都合により保育施設を退所する場合は、退所することが確定した時点で「退所届」を在園している保育施設に提出してください。

また、入所期間中であっても、保育を必要とする事由が無くなった場合には、保育園、認定こども園（保育認定）、保育所を退所していただくことがあります。

- <例>
- ①保育の認定期限が切れた場合（求職活動状況のまま他の入所事由が無く2か月経過、妊娠・出産のための保育実施期間満了等）
 - ②就労時間が短く基準を満たしていない場合（月64時間未満は基準以下となります）
 - ③虚偽の申請の事実が判明した場合
 - ④出席日数が少なく、家庭保育が可能な場合
 - ⑤小山市外へ転出した場合（転出日の月末まで在園できます）
 - ⑥保育料の著しい滞納があり、納付計画を履行していない場合
 - ⑦申込時と入所理由が異なり、家庭保育が可能な場合（両親ともに育児休業取得）
 - ⑧第二子以降のお子さんの出産のための里帰りにより、連続して2か月以上欠席する場合 等（新型コロナウイルス感染の有無を確認するために自宅待機の必要がある等の理由で、やむを得ず欠席期間が2か月を超える場合は、こども課にご相談ください。）

特別保育事業について

病児・病後児保育事業について

小山市に住所がある小学校6年生（義務教育学校前期課程を含む）までのお子さんで、お子さんが病気中または病気の回復期にあり、家庭での保育ができない期間、一時的にお預かりします。

（事前登録が必要です。利用希望のある方は、在籍保育施設を通じて登録してください。）

<実施施設>

	実施施設	住 所	電話番号
病児保育	こばと保育園	小山市雨ヶ谷417	27-0209
	こばとキッズ	小山市出井1931-1	25-2815
	新小山市民病院 「ひまわり」	小山市神鳥谷2251-1	28-3385
病後児保育	すみれ乳児院	小山市三峯2-1-21	38-9066

※平成28年4月1日から友好都市である結城市の城西病院の病児保育室も利用できることとなりました。利用方法が若干異なりますので、詳細はこども課までお問い合わせください。



<保育時間> 午前8時から午後6時まで（月～土曜日）

※日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日まで）を除く。

※施設により保育時間・開所日が若干異なります。

<利用方法> 実施施設に電話で予約をし、利用当日に利用申請書とかかりつけの医師が記入した診療情報提供書または利用連絡書を提出してください。

<利用料金> 日額2,000円 ※市民税非課税世帯は日額500円、生活保護世帯は日額0円
※詳細については、各実施施設にお問い合わせください。

休日保育事業について

小山市内の認可保育施設に入所しているお子さんで、日曜祝日（年末年始12月30日～1月3日までを除く）に保護者の方の勤務等で保育が必要と認められる場合に利用することができます。

<実施保育園>・・・こばとキッズ

（住所）小山市出井1931-1 （TEL）25-2815

<利用方法>・・・事前にこども課に申請し、休日保育が必要と認定を受けたのち、実施施設である「こばとキッズ」に予約をしてください。

<保育時間>・・・午前8時から午後6時まで

一時預かり事業について

小山市に住所があるお子さんで、保護者がパートタイムで働いているなど、週1日～3日保育を必要とする方や、保護者の疾病等により家庭でお子さんを保育できない方のために、一時的にお子さんをお預かりします。

<実施保育施設>・・・「保育園・認定こども園・保育所一覧」P19、20 参照

<保育時間>・・・午前9時頃～午後4時頃 ※施設によって異なります。

<利用料金>・・・日額2,000円～3,000円 ※年齢、施設によって異なります。

<利用方法>・・・直接実施保育施設に申込みしてください。

保育料（利用者負担）・保育料減免事業等について

1. 保育料について

保育料は、保護者の所得に応じた負担となり市民税所得割額をもとに「利用者負担額の基準額表」のとおり保育料（利用者負担）を算定することになります。

また、保育料の算定に使用する課税年度については、4月から8月分の保育料は令和4年度の市民税所得割額で算定し、9月分からの保育料は令和5年度の市民税所得割額で算定します。

0～2歳児クラスの非課税世帯と3歳児クラス以上は全世帯を対象に保育料が無償化されます。

※実費として徴収されている費用（食材料費・行事費など）は、無償化の対象外です。

<利用者負担額の基準額表> ※年齢区分については、令和5年4月1日時点の年齢を用います

階層区分	定義		月額(円)		
			3歳未満	3歳以上	
			標準時間 (短時間)	標準時間 (短時間)	
1	生活保護世帯		0	0	
2	1階層を除き、市民税非課税世帯		0	0	
	下の段は保育料特例対象		0	0	
3 ～ 8	1階層を除き、市税の所得割額が次の区分に該当する世帯	3	市民税所得割額 48,600円未満の世帯	12,000 (11,800)	0
		下の段は保育料特例対象		0	0
		4	市民税所得割額 77,100円以下の世帯	17,000 (16,800)	0
		下の段は保育料特例対象		0	0
		5	市民税所得割額 97,000円未満の世帯	24,000 (23,600)	0
		6	市民税所得割額 169,000円未満の世帯	33,000 (32,500)	0
		7	市民税所得割額 211,200円未満の世帯	40,000 (39,400)	0
		8	市民税所得割額 211,200円以上の世帯	49,000 (48,200)	0

- ・保育料の決定通知書は、入所前月末にこども課より入所した施設へお渡しします。その後、施設より保護者の皆様へ通知をお渡しします。
- ・両親ともに課税されている場合、二人の課税額の合計額による算定となります。
- ・1世帯で納税者が複数いる場合、両親以外の同居親族（祖父母等）に課税があっても対象児童を扶養等にとっていない限り、保育料の算定には含みません。（ただし、祖父母等が家計の主宰者である場合を除く）
- ・市民税所得割額については、地方税法による住宅借入金等特別税控除等の税額控除適用前の額を用います。
- ・保育内容により、保育料の他に費用がかかる場合があります。希望先の保育施設に、問い合わせ等により確認してください。



2. 0歳児から2歳児クラスの保育料特例適用と減免について

(3歳児クラス以上は、全世帯対象に保育料は無償化されるため申請は必要ありません)

< 保育料の特例適用と減免について…申請が必要です >

- ・生活保護世帯
- ・ひとり親世帯（離婚、死別等）※別居中で離婚が成立していない世帯、事実婚の世帯は除く
- ・身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当、精神障害者福祉手帳をお持ちの方、障害基礎年金を受給している方の属する世帯
- ・生活保護程度に困窮していると認められる世帯
- ・多子世帯

≪ 保育料の特例適用と減免に該当するため申請が必要な方 ≫

	同一世帯（同居ではありません）・児童の状況	申請書	添付書類
①	生活保護の受給を受けている世帯（無料）	○	生活保護受給者証の写し
②	児童もしくは児童と同一世帯に療育・身体障害者・精神障害者手帳をお持ちの方がいる場合 ⇒3・4階層（無料）	○	療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
③	ひとり親・未婚のひとり親の場合 ⇒3・4階層（無料）	○	「児童扶養手当証書」または「ひとり親家庭医療費受給資格証」の写し ※無い場合には戸籍謄本でも可
多子軽減			
④	兄姉が幼稚園に通っている世帯 ⇒本来の保育料の半額	○	無し
⑤	第2子※1の児童 ⇒3（半額） ⇒4の一部階層 （所得割額 57,700 円未満の世帯は、半額）	○	無し
⑥	第3子以降※2の児童（無料）	○	無し
⑦	同時在籍 小学校就学前の範囲内に2人以上いる場合 ⇒第2子（半額）、第3子以降（無料）	×	無し

(※1) 第2子…所得割額が 57,700 円未満で保護者が扶養にとっている子から数え、入所児童が第2子の場合

(※2) 第3子…保護者が扶養にとっている 18 歳未満の子から数え、入所児童が第3子以降の場合

(扶養にとっている方が、学生の場合 22 歳未満、障がい者の場合 20 歳未満の場合が対象です。)

【保育料特例適用と減免申請の流れ】

上記の要件に該当する場合は、「保育料特例適用兼減免申請書」を「入所承諾通知」と一緒に送付します。記入後、添付書類が必要な場合は申請書と一緒に保育施設に提出してください。

(該当する方で「保育料特例適用兼減免申請書」が送付されない場合は、こども課にご連絡ください。)

こども課にて審査を行い、保育料の減免等に該当する場合は保育料が減免されます。

【注意】申請書が提出されない場合は、特例と減免の審査対象とはなりません。

給食費について

1. 給食費について

・ 0、1、2歳児クラス

給食費（主食費・副食費）については、保育料に含まれております。

・ 3、4、5歳児クラス

給食費（主食費・副食費）については、以下のとおり、保護者負担となります。

◎公立保育所

副食費を市にお支払いいただきます。

※主食はご自宅から持参していただきます。

◎私立保育園・認定こども園

副食費と園によっては主食費を園にお支払いいただきます。

※主食はご自宅から持参または実費徴収となりますので、詳細は園にご確認ください。

2. 副食費免除事業について（3、4、5歳児クラス対象）

3、4、5歳児クラス（2号）で下記の要件に該当する者は、副食費が免除されます。

- ・ 市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯
- ・ ひとり親世帯、児童もしくは児童と同一世帯に療育・身体障害者・精神障害者手帳をお持ちの方がいる場合（市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯のみ対象）
- ・ 第3子以降※の児童

(※)第3子…保護者が扶養にとっている 18 歳未満の子から数え入所児童が第3子以降の場合
(扶養にとっている方が、学生の場合 22 歳未満、障がい者の場合 20 歳未満の場合が対象です。)

副食費を免除するための申請書の提出は不要です。

保育所（園）整備計画

●公立保育所整備の実施計画

地 区	公立保育所	年度（年）				
		令和4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
小 山	①やはた保育所	市の拠点施設として存続				
	②城北保育所	市の拠点施設として存続				
大 谷	③中久喜保育所					
間々田	④もみじ保育所					
	⑤間々田北保育所	市の拠点施設として存続				
	⑥網戸保育所	当面存続				
桑・絹	⑦桑保育所					
	⑧出井保育所	当面存続				
	⑨絹保育所	当面存続				
公立保育所の施設数		9	8	7	6	6

*公立保育所①～⑨は、令和4(2022)年度の状況です。

●民間保育園整備の実施計画

地 区	保育園名	年度（年）				
		令和4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
大 谷	●(仮称)大谷地区保育園 (0・1・2歳児中心) (新設 民設民営)					

5. よくある質問

入所申込みについて		
	質問内容	回答
1	申込みをすれば必ず入れますか？	希望施設に空きがない場合や、空き人数を超える申込数があった場合は、入れない場合もあります。
2	申込みは早い方が有利ですか？	先着順で入所を決定するものではありませんので、各月の期限内に申込みをしてください。利用調整は、期限内に申込みをした方の中で、保育を必要とする状況を点数化し、点数の高い方から順に施設入所が決定します。 また、年度後半にかけて入所枠は減少していくため、年度当初よりも年度途中の申込みの方は希望の保育施設に入所できにくくなる傾向があります。
3	希望先は第10希望まで埋める必要はありますか？	無理に第10希望まで埋める必要はありません。入所が決定した後にキャンセルをしないよう、通う意思のある施設のみご記入ください。
4	施設の空き状況を知ることはできますか？	可能です。 小山市のホームページ（くらしの情報→子育て→こどもを預ける）からご覧いただけます。毎月末に翌々月入所に向けた空き状況を公表しています。
5	施設の事前見学をしていなくても申し込みはできますか？	可能ですが、保育方針や実費徴収額は施設により異なりますので、事前の見学をお勧めします。 また、施設見学をせず申込みをした場合、利用調整前に見学をお願いする場合があります。その際は、こども課より保護者様へご連絡いたします。
6	就労証明書が期日までに間に合いません。受付してもらえますか？	入所申込みに必要な書類が全てそろってからの受付となります。余裕をもってご準備ください。
7	祖父母と同居していると入所できませんか？	入所可能です。 ただし、65歳以下の同居者がいる場合、その方が就労などで日常的に保育できないことが分かる書類（就労証明書等）の提出が必要です。提出がない場合は、利用調整で不利になります。
8	パートで働いていますが、正社員と比べると不利になりますか？	雇用形態は利用調整に影響しません。就労日数や就労時間での判断となります。
9	兄弟姉妹で同時に申込みと入所しづらいですか？	施設の空き状況や全体の申込数によって変わりますが、一人だけの申込と比べると、申込み人数が多い分、入所しづらさがあるのは事実です。 また、申込書裏面の入所条件「同じ施設希望」「同月入所希望」欄については、希望の条件を必ずご記入ください。「別月の入所でも良い」を選択した場合は、未入所となったお子さんがいても就労を開始する必要がありますので、ご注意ください。
10	兄弟姉妹で申込をするときは、就労（内定）証明書は2枚必要ですか？	必要ありません。 児童名を連名で記入してコピーを取り、原本を下のお子さんの申請書に、コピーを上のお子さんの申請書に添付して頂ければ申込みができます。
11	申込みの結果、入所できなかった場合は、毎月申込みをする必要がありますか？	必要ありません。入所できなくても、申込みをした年度の3月まで毎月利用調整を行います。翌年度の入所申込みについては改めて申込み手続きが必要となりますのでご注意ください。 なお、就労状況が変わった場合や、入所の意思が無くなった場合等は再度手続きが必要となりますので、P8をご参照ください。

	質問内容	回答
12	入所保留通知が届きました。仕事を始めなければなりません、他の預け先はありませんか？	ご希望に添えず申し訳ございませんでした。引き続き同年度3月まで毎月利用調整を行います。認可保育所に入所できるまで、一時預かり又は認可外保育施設等のご利用をご検討ください。一時預かりを実施している施設は P19、20 をご参照ください。小山市内の認可外保育施設は市 HP ご参照ください。
13	1 2～3 月入所の申込みをして入所できなかった場合、4 月に入所したいと考えていますが、手続きの流れはどのようになりますか？	別途4月入所の申込みをする必要があります。4月入所申込みの受付期間は、1 2～3 月入所申込みの結果発送前となりますので、申請期間をご確認のうえ、1 2～3 月入所申込みの結果が分かる前に必ず4月入所の申込みをお願いします。
14	2号で認定こども園に入園を希望していますが、2号で入園できない場合は1号での入園を希望しています。1号と2号の併願はできますか？	1号（教育認定）と2号（保育認定）を同時に申込みことは可能です。
15	認定こども園に1号で通っていますが、2号に切り替えたいです。どのような手続きが必要ですか？	改めて入所申込手続きを行う必要があります。手続きは、新規の申込方法と同じです。P3、5 をご参照ください。
16	入所した後に、別の施設に転園することはできますか？	転園の申込みをすることは可能です。手続きは、新規の申込みと同じです。ただし、転園希望先の施設の入所枠を超える申込みがあった場合は、新規の申込みをされた方を優先しますので、転園するのは難しいのが現状です。申込みの際は、よく検討していただいたうえで希望先を記入してください。また、転園が決定した場合、現在利用している施設には別のお子さんが入所する可能性が高いため、元の施設へ戻ることはできません。
保育料（利用者負担額）について		
1	保育料は施設ごとに変りますか？	変わりません。保護者の市民税所得割額により決定しますので、P13 をご参照ください。ただし、保育料以外の費用（施設管理費等）は施設によって異なりますので、詳しくは施設までお問合せください。
2	保育料無償化の対象になるのは？	2・3号（保育認定）の場合は、0～2歳児クラスの非課税世帯、及び3歳児クラス以上が無償化の対象です。1号（教育認定）の場合は、全員無償化の対象です。
3	去年は育休だったのに保育料が高いのはなぜですか？	毎年4～8月分は前年度の市民税所得割額、9～3月は当年度の市民税所得割額に基づき保育料が決定されますので、8月までは一昨年の所得に応じた保育料となります。
4	祖父母と同居していますが、保育料算定対象になりますか？	父母のみの収入で生計を維持していることが認められれば、祖父母は保育料算定対象になりません。
利用時間について		
1	保育標準時間認定の場合、必ず11時間利用できますか？	利用できる時間は、通勤時間を考慮し、保護者の就労状況等に応じ、最長11時間の範囲内で保育が必要な時間となります。
2	先月退職をし求職活動中ですが、認定変更届の提出が遅れたため、今月は引き続き標準時間認定を受けています。11時間利用しても良いですか？	利用できる時間は、保育が必要な時間となります。求職活動中であれば、本来の保育必要量は短時間認定となりますので、8時間以内での利用をお願いします。

その他ご不明な点は、こども課まで直接お問合せください。

保育園・認定こども園・保育所一覧

(私立保育園)

施設No.	保育園名	利用定員	住所・TEL	受入年齢	開所時間	開所時間 (土曜日)	延	一	休	病
01	小山西保育園	70名	松沼121-1 TEL 37-0102	満2か月～	7:00～18:30	7:00～18:00	○	○		
02	みどり丘保育園	60名	扶桑2-2-4 TEL 23-7800	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
03	小山みなみ保育園	80名	塚崎768 TEL 27-4864	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
04	黒田保育園	90名	西黒田316-2 TEL 45-4614	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		□
05	つくし保育園	90名	花垣町1-16-17 TEL 24-0021	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		□
06	こばと保育園	130名	雨ヶ谷417 TEL 27-0209	満2か月～	7:00～19:30	7:00～18:00 (延長有)	○	○		◎
07	すみれ保育園	90名	駅南町6-9-11 TEL 27-7990	満2か月～	7:00～18:30	7:30～18:30	○	○		□
08	さくら保育園	100名	羽川456-4 TEL 23-7068	満2か月～	7:00～20:00	7:00～18:00	○	○		□
09	こぐま保育園	90名	西城南5-6-3 TEL 28-1189	満2か月～	7:10～19:10	7:00～18:00	○	○		□
10	すみれチャイルド	50名	駅南町3-22-3 TEL 27-5292	満2か月～	7:00～18:30	7:30～18:30	○			
⑪	栗の実保育園	35名	神鳥谷1-6-3 TEL 24-4004	満2か月～ 2歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
⑫	ひまわり保育園	35名	横倉新田287-2 TEL 28-6355	満6か月～ 2歳児	7:00～18:30	7:00～18:00	○	○		
⑬	にこにこ保育園	35名	犬塚3-15-1 TEL 25-9201	満6か月～ 2歳児	7:00～18:00	7:00～18:00		○		
14	木の実保育園	80名	犬塚51-23 TEL 22-3715	満2か月～	7:00～20:00	7:00～18:00	○	○		□
15	こひつじ保育園	30名	城東2-9-11 TEL 25-7152	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
⑬	静林保育園	40名	喜沢320-1 TEL 25-8002	満6か月～ 2歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
17	こばとキッズ	90名	出井1931-1 TEL 25-2815	満2か月～	6:45～19:30	6:45～18:00 (延長有)	○	○	○	◎
18	城山さくら保育園	50名	城山町3-7-5 TEL 39-6330	満2か月～	7:00～22:00	7:00～18:00	○			
19	間々田保育園	90名	間々田924-1 TEL 41-1101	満2か月～	7:00～19:30	7:00～18:00 (延長有)	○	○		□
20	あけぼの保育園	90名	神鳥谷4-6-27 TEL 23-2200	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		□
21	東城南とまと保育園	90名	東城南3-5-3 TEL 37-8682	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		□
22	城東にこにこ保育園	80名	城東1-9-23 TEL 37-8505	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		□
23	若木保育園	80名	若木町1-6-31 TEL 39-7265	満2か月～	7:00～19:30	7:00～18:00 (延長有)	○	○		□
⑳	駅東さくら保育園	35名	駅東通り1-2-50 TEL 38-6709	満2か月～ 2歳児	6:30～22:00	7:00～18:00	○			□

◎番号に○印のついている園は、0、1、2歳児クラスまでの受入れとなります。

◎上記の開所時間のうち、保育の必要量が

「保育 短時間」⇒最長8時間 (8:30～16:30) ※小山西保育園は、8:00～16:00

「保育標準時間」⇒最長11時間 (7:00～18:00) ※こぐま保育園は、7:10～18:10、こばとキッズは6:45～17:45
最大利用時間を越える場合は、別途料金がかかります。

◎土曜保育について、詳しくは各保育園にお問い合わせください。

(延)…標準時間利用での延長保育 (一)…一時預かり事業 (休)…休日保育

(病)…病児・病後児保育 ⇒ ◎…病児対応型 ☆…病後児対応型 □…体調不良児対応型

※すみれ乳児院 (TEL38-9066) で病後児対応型、新小山市市民病院 (TEL28-3385) で病児対応型を実施しています。

保育園・認定こども園・保育所一覧

(認定こども園)

施設No.	認定こども園名	保育定員 教育定員	住所・TEL	受入年齢	開所時間	開所時間 (土曜日)	延	一	休	病
01	認定とまとこども園	60名 25名	下泉488-3 TEL 38-3121	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
02	認定おおやこども園	70名 30名	東野田2130-1 TEL 28-0080	満6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
03	認定こども園 小山幼稚園	70名 105名	東城南5-23-7 TEL 27-3534	満6か月～	7:30～19:00	7:30～18:30	○	○		
04	認定こども園 生井ゆりかご幼稚園	19名 15名	上生井679-3 TEL 0282-67-3038	満8か月～	7:30～19:00	7:30～18:30	○	○		
05	認定こども園 のびしま幼稚園	30名 15名	延島96 TEL 49-2471	満6か月～	7:30～19:00	7:30～18:30	○			
06	認定間々田こども園	70名 136名	乙女3-1-6 TEL 45-0223	満6か月～	7:30～19:00	8:00～19:00	○			
07	認定こども園 みのり幼稚園	60名 210名	萩島56 TEL 38-2027	満6か月～	7:30～19:00	7:30～18:30	○			
08	認定こども園 梅ヶ原幼稚園	30名 120名	城東5-11-20 TEL 25-3333	満6か月～	7:30～18:30	7:30～18:30				
09	認定こども園 早蕨幼稚園	40名 30名	城山町2-4-21 TEL 22-0093	満6か月～	7:30～18:30	7:30～18:30				
10	認定こども園 乙女幼稚園	60名 115名	乙女2-30-22 TEL 45-0740	満6か月～	7:30～19:00	7:30～18:30	○			
11	認定こども園 栗の実	90名 245名	神鳥谷1-5-11 TEL 25-6906	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○			
12	認定こども園 静林幼稚園	120名 185名	喜沢199 TEL 22-1792	満6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○			
13	認定こども園 せいほう幼稚園	130名 205名	中久喜1221-1 TEL 22-3618	満6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○			
14	はねかわ太陽 認定こども園	144名 136名	羽川1190-7 TEL 25-4794	満6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
15	認定こども園 ひまわり幼稚園	120名 150名	横倉新田287-2 TEL 27-0441	満6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○			
16	認定こども園 楠エンゼル幼稚園	125名 254名	犬塚3-14-2 TEL 23-6870	満6か月～	7:00～18:30	7:00～18:00	○	○		

◎上記の開所時間のうち、保育の必要量が

「保育 短時間」⇒最長8時間 (8:30～16:30) ※生井ゆりかご幼稚園、間々田こども園、早蕨幼稚園は8:00～16:00

「保育標準時間」⇒最長11時間 (7:30～18:30) ※認定とまと、おおやこども園、認定こども園栗の実、静林幼稚園、せいほう幼稚園
はねかわ太陽認定こども園、ひまわり幼稚園、楠エンゼル幼稚園は7:00～18:00

最大利用時間を越える場合は、別途料金がかかります。

◎土曜保育について、詳しくは各こども園にお問い合わせください。

(公立保育所)

施設No.	保育所名	利用定員	住所・TEL	受入年齢	開所時間	開所時間 (土曜日)	延	一	休	病
01	やはた保育所◆	130名	八幡町2-8-8 TEL 21-2725	満2か月～	7:30～19:30	◆やはた保育所 ◆もみじ保育所 ◆出井保育所 7:30～18:30 (延長有) ※公立保育所に 入所している方は 上記いずれかの 利用が可能です。	○	○		
02	絹保育所	60名	高橋482-1 TEL 49-0046	満2か月～	7:30～18:30		○	○		
03	もみじ保育所◆	90名	暁3-11-2 TEL 45-3238	満2か月～	7:30～19:30		○	○		
04	中久喜保育所	60名	中久喜1093-1 TEL 25-4782	満2か月～	7:30～18:30		○	○		
05	網戸保育所	60名	網戸758-1 TEL 45-5016	満2か月～	7:30～18:30		○	○		
06	出井保育所◆	70名	出井1060-1 TEL 23-3047	満2か月～	7:30～19:30		○	○		
07	間々田北保育所	70名	間々田2443-1 TEL 45-4749	満2か月～	7:30～19:30		○	○		
08	城北保育所	90名	駅東通り3-15-1 TEL 24-1197	満2か月～	7:30～19:30		○	○		

◎上記の開所時間のうち、保育の必要量が

「保育 短時間」⇒最長8時間 (8:30～16:30)

「保育標準時間」⇒最長11時間 (7:30～18:30) が最大利用時間となります。

最大利用時間を越える場合は、別途料金がかかります。